

4月21日は市長・市議会議員補欠選挙です!

任期満了によるうるま市長選挙と市長選挙に伴い便乗によるうるま市議会議員補欠選挙が4月21日(日)に行われます。選挙のおもな日程は次のようになります。

- ①選挙人名簿の登録日・基準日 4月13日(土)
- ②選挙の告示(立候補受付) 4月14日(日)
- ③期日前(不在者)投票開始 4月15日(月)
- ④期日前(不在者)投票最終日 4月20日(土)
- ⑤選挙期日(投票・開票) 4月21日(日)

投票できる人

平成5年4月22日までに生まれた方で、住所要件は平成25年1月13日までにうるま市に転入届出をし、引き続きうるま市に居住している方が投票できます。

期日前投票

用務等のため、投票日に投票できない見込みの方は、投票日前に期日前投票所において投票できます。

【ところ】選挙管理委員会 会議室
(市役所本庁地下)

【期間】4月15日(月)～4月20日(土)

【時間】午前8時30分～午後8時

不在者投票

仕事や旅行で他市町村に一時的に滞在中の方、指定の病院や施設に入院(入所)中の方の不在者投票は、選挙管理委員会で受け付けします。

本市を離れて修学する学生の住所は1年以上にわたり修学のため、本土の寮や下宿などに居住する学生の住所については、特別の事情がない限り学生生活を営んでいる場所とされています。

このような学生は、本市に住民登録があっても本来選挙人名簿に登録されるべきでないため、投票できません。

修学の地に住民登録を異動しなければなりません。

郵便等投票

身体障害者手帳、介護保険被保険者証及び戦傷病者手帳をお持ちで次のいずれかに該当する方は、郵便を利用して自宅などで投票ができる制度があります。

この郵便等投票制度を利用する場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

なお、この制度による投票用紙の請求は投票日の4日前までに郵便等投票証明書を添えて行う必要がありますので注意してください。

【身体障害者手帳】

- ①両下肢、体幹、移動機能の障害 1級、2級
- ②心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸の障害 1級、3級
- ③免疫、肝臓の障害 1級～3級

【介護保険の被保険者証】

- ①要介護状態区分 要介護5

【戦傷病者手帳】

- ①両下肢、体幹の障害 特別項症～第2項症
- ②内臓機能の障害 特別項症～第3項症

※郵便等投票の代理記載制度

上記に該当する人のうち、自分で字が書けない方で、上肢・視覚の障害が次のいずれかに該当する場合には代理人を指定して「代理記載」で投票を行うことができます。

- ①身体障害者手帳 1級
- ②戦傷病者手帳 特別項症～第2項症

お問い合わせ

選挙管理委員会 ☎973-4332

